

第735回教育委員会定例会会議録

- 1 **招集日時** 平成17年8月22日(月)午後2時00分から
- 2 **招集場所** 教育委員会会議室
- 3 **出席委員** 藤村委員長, 鈴木委員, 櫻井委員, 牛尾委員, 山田委員, 白石教育長

4 説明のため出席した者

鈴木教育次長, 矢吹教育次長, 吉田教育次長(スポーツ振興担当),
東野参事兼総務課長, 菅原教育企画室長, 藁科福利課長, 神山教職員課長,
菅原義務教育課長, 村上障害児教育室長, 黒川高校教育課長, 熊谷施設整備課長,
菊地スポーツ健康課長, 佐々木参事兼生涯学習課長, 加藤文化財保護課長ほか

- 5 **開 会** 午後2時00分

6 第734回教育委員会会議録の承認について

委 員 長 (委員全員に諮って)承認。

7 第735回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委 員 長 鈴木委員及び牛尾委員を指名
議事日程は配付のとおり

8 教育長報告(一般事務報告)

(1)平成17年度学校基本調査速報の概要について

(説明:教育長)

「平成17年度学校基本調査速報の概要について」である。

この調査は,学校に関する基本的事項である学校数,在学者数等の状況を明らかにするために,毎年5月1日現在で実施している指定統計調査である。

はじめに,1「学校数・学級数」についてである。平成17年度の本県の学校数は,小学校が前年度より1校減少し,466校,中学校が2校増加し,234校,高等学校が2校減少し,110校となった。学級数は前年度に比べ,小学校で23学級,中学校で26学級減少しており,詳細については,資料3ページ表1のとおりである。

なお,過去1年間に設置又は廃止された学校は,3ページの表2のとおりであるが,廃止18校のうち13校は,統合に伴う廃止であり,統合後の学校として新たに6校が設置されている。

次に,2の「在学者数」についてである。学校種別の在学者数は,表1の「在学者数」の記載のとおりである。小学校で1,000人,中学校で1,396人,高等学校で2,710人,それぞれ前年度より減少している。3ページの図2は,「学校種別在学者数の推移」であるが,依然として少子化に伴う減少傾向は

続いている。

続いて、3番目「教員数」である。小学校では学級数の減少に対し、32人増加している。クラスが減って教員が増加しているということであるが、これは、文部科学省が実施する「教職員定数改善計画」により少人数指導等の加配が行われたことと、県が実施する「共に学ぶ学習システム整備モデル事業」によるものである。

「長期欠席者数」であるが、「理由別長期欠席者数」は、表3のとおりである。平成16年度の1年間に30日以上欠席した長期欠席者数は、小学校は1,004人、中学校は2,474人で、前年度よりそれぞれ84人、175人減少している。このうち、理由別の1つである「不登校」について見ると、小学校は397人、中学校は2,015人で、それぞれ前年度と同数であった。

「卒業後の状況」である。中学校の卒業者の進路は、本年3月卒業者数は24,366人で、前年度より1,130人減少している。進学率は98.4%で、前年度より0.3ポイント上昇している。一方、高等学校の卒業者の進路は、卒業者数は24,475人で、前年度より808人減少している。進学率は37.9%、就職率は22.3%で、前年度よりそれぞれ1.8ポイント及び1.0ポイント上昇している。

(質 疑)

鈴木委員

全国のものもこれに類した発表があって、宮城県も全国並みにポイントが上昇しているということは大変うれしいことだと思う。その中で4ページの長期欠席者のことで聞きたい。小中学校とも欠席者数が減っているという傾向も大変喜ばしいことで現場の先生方の努力が実っていると思うし、教育環境の改善そのものも影響していると思うが、具体的に宮城県でこれ程減少したということは対策的にこれが功を奏したものではないかというようなことがあれば聞かせてもらいたい。現実に保護者から話を聞くと自分達の気持ちは学校はさっぱり分かってくれない、不登校の子供を持った親の気持ちは伝わらないというようなことを良く耳にするがその辺のところを聞きたい。

教育長

長期欠席者あるいは不登校の場合であるが、色々和社会問題になっているということもあり、それなりに学校での対応、それから県教委としての対応ということで考えられる手立てを取ってきた。それで学校での対応ということであれば、授業が分からないから学校に行きたくないという話があるので、例えば分かる授業とか楽しい授業の実践を重ねるということでの地道なやり方を重ねてきたことが、あるいはカウンセラーとか関係機関との連携による1人1人の状況に対応したこととか、そういったことが効果があったのではと感じている。県教委としては制度的な話になり、1つにはスクールカウンセラーを制度化したことがある。それからもう1つ特徴的なのがいわゆるスクーリングサポートネットワーク整備事業というものがある。これは、学校と家庭と関係機関が一体となってお互いに連携を図りながら問題の処理に当たるということを2年前に新たに制度化したものであり、そういったことがかなり効果が出て来たのではないかという気がしている。それから16年度から小学校の問題に対して特別に子供と親の相談員というものも新たに配置している。スクールカウンセラーであれば大体高校とか中学校とかになるが、特に小学校の段階からそういった相談活動を取ったこともあり、そういったところが相乗的に効果を生んだと分析している。

山田委員

高校の進学率の中で、進学率は37.9%で1.8ポイントと大幅な上昇になったということであるが、その理由があれば教えてほしいのと、全国レベルではどの程度の伸び率になっているのか教えてほしい。

教 育 長 進学率は37.9%ということであり、前年度と比べれば1.8ポイント上昇している。ただし、全国平均が47.3%であり全国から比べればまだまだ足りないということである。ただ、全国平均と我が県との差があるが、その差については5年連続縮小しており、段々差が近くなっているということがあり、今年度は0.2ポイントということで拡大している。現進学率がこんなに低いのは志願率そのものが低いということがある。それから現役の進学率を上げるには、大学に行かせるという、あるいは子供の意識を変えるとか志願率そのものをまず高めることが必要ではないかと感じている。後は、実際の進路指導の関係では楽に入れる学校よりも入りたい学校を目指しなさいということも指導しており、そういった点を考えていけばそれに応じるような学力が本当についているかという問題があり、入りたい学校に入れるというような学力をつけさせるところも1つある。

委 員 長 小学校とか中学校でも長期欠席者数が減少したということであるが、5ページのグラフを見ると病気による欠席者数が大幅に減っているように見える。これは最近子供の健康状態が良い状況になってきたこともあると思うがどうか。

義務教育課長 そこまでは把握分析していない。数的に少なくなってきたが、その背景については把握していない。

櫻 井 委 員 長期欠席者数というのは小中学生は出ていて高校生は出ていない。義務教育ではないので出ていないのかと勝手に思っているが、県立高校の校医として活動していると、高校生になってからの長期欠席者の問題だとか、中途退学者の問題が非常に大きな問題であると認識している。そういうことはここで触れられていない理由は何か。

教 育 長 これは統計の取り方による。長期欠席者の定義というのがあり、それは前年同期、5月1日現在で話をしているが、例えば今回の場合は平成16年4月1日から平成17年3月31日までの1年間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒を見るということであるので、高校の場合はこの統計の対象にはしていない。ただ、指定統計とはまた別に我々独自に取っている数字はある。

櫻 井 委 員 もし良ければ、例えば不登校は高校ではどうなのかとか、病欠が本当に小中学校と同じように減っているのかというデータが分かれば教えてほしい。

高校教育課長 宮城県では平成10年度から公立私立合わせて独自に調査をしているが、16年度でいうと高校の30日以上長期欠席の生徒は1,740名で前年度より257名の減となっている。

櫻 井 委 員 病気欠席の方はどうなっているか。

高校教育課長 学校基本調査とは違う形で調査している。病気なのかどうかということではなく調査をしており、病気という分類に当てはまるものが何人いるかは不明である。

矢 吹 次 長 高等学校の場合は全校カウンセラーを配置した。その効果が間違いなく上がっている。

櫻 井 委 員 現場でも感じる。非常に効果が出ている。あと養護教諭の認識が非常に高まっている。それが大きいと思う。

鈴 木 委 員 中途退学はどうか。

教 育 長 中途退学は1,525人で前年度15年度に比べると46名の減少である。毎年減少しており、4年連続で減少ということである。

(2) 8月16日発生地震による公立文教施設被害状況について

(説明：教育長)

8月16日に宮城県沖で発生した地震に係る教育委員会関係の被害状況である。

この地震の際には、市町村等教育委員会の協力もいただき、地震発生後直ちに県内の公立学校、社会教育施設、体育施設等、教育委員会が所管する施設の人的、物的被害の状況と、休館等の状況を調査した。

資料は、8月18日の午前9時現在の被害の状況である。

初めに学校教育活動等への被害状況であるが、幸い夏休み期間中であったこともあり、学校管理下における人的な被害はなかった。

物的被害については、全壊や半壊などの大きな被害はなかったが、窓ガラスや天井が一部破損するなど文教施設全体ではトータルで223施設で被害が発生している。被害額であるが、その額については現在調査中である。

次に夏休み明けの授業への支障の見込みであるが、女川一中で当分の間体育館の使用を中止して、体育館を使用する授業は町総合体育館で行う予定としているが、これ以外には夏休み明けの授業への支障はないものと考えている。

続いて、社会教育施設、体育施設の臨時休館等の状況であるが、計18施設で一時休止又は休館となり、8月18日現在でもなお12施設が休止中となっている。

次に応急対応であるが、児童生徒の心のケアを最優先に考えており、児童生徒1人1人の心身状態の把握と児童生徒からの相談の対応に万全を期すよう、各教育事務所を通じ市町村教育委員会に通知したところである。

最後に、施設の復旧状況についてであるが、復旧に当たって補助制度があるが、県立学校の場合は1件80万円以上、市町村立学校等の場合は1件40万円以上の被害があった時に国庫補助の対象となるということであるが、先程申し上げたように被害額自体は現在調査中であるので、準備が整ったところから順次速やかに聞き取り、復旧工事を行う予定としている。

(質 疑)

鈴木委員 分からない言葉が一つあって質問したいが、文化財関係の花山御番所の石垣のズレとハラミの「ハラミ」という言葉はどういう意味か。

文化財保護課長 石垣が平らになっているものが少しふくらんできたということである。

委員長 崩れる可能性があるのか。

文化財保護課長 まだ崩れるところまでは行っていないようである。

(3) 文教施設における吹き付けアスベスト等使用実態調査について

(説明：教育長)

「文教施設における吹き付けアスベスト等使用実態調査について」である。

調査の経緯であるが、全国的に事業所等でのアスベスト被害が数多く報告され、現在大きな社会問題となっていることから、文部科学省では、7月29日付けで各都道府県に対し、アスベスト等の使用実態調査を依頼した。

これを受けて、県教育委員会としては8月3日付けで、県教育庁が管理する全機関に対し、アスベストの使用実態調査の実施について通知と同日に調査説明会を開催している。

説明会では、アスベストについて、写真等を用いるなどして、特に詳細な説明を行っている。また、同様に8月3日付けで、県内の市町村教育委員会に市町村が管理する施設についての、調査依頼通知を行って

いる。

この調査依頼は8月12日までに報告しなさいということにしており、8月12日までに報告のあった県立の文教施設における吹きつけアスベスト等の使用実態については、配布資料のとおりである。

吹きつけ材等の使用が認められた施設は、県立学校では50、それから社会体育施設が4施設、社会教育施設が4施設、教職員宿舎が5施設、その他の施設が1施設ということで、調査施設175に対して64施設が吹きつけ材の使用が認められるということで報告があった。

ただ結構件数が多いというような印象があると思うが、今回の12日までに報告があったものについては、現場の教育関係職員が、いわば素人の目で疑わしいものを含め報告しているものであり、建築の専門家による確認件数とは異なるものである。

従って、今後の対応方針であるが、これらの報告のうち、文部科学省通知に基づく化学分析が必要なものを特定する調査を、なるべく早い機会に行い、民間の機関に分析を依頼して、早急に件数を確定させることとしている。

分析機関がかなり数が少ないということがあり、件数の確定にはある程度の日数を要するものと考えている。

いずれ、分析の結果、吹きつけ材等にアスベストが基準以上含まれている場合には、速やかに安全確保のための措置を講じたいと考えている。

(質 疑)

鈴木委員 私の記憶が間違っていなければアスベスト使用ということで20数年前にもう既に学校現場では調査し、使っていたものについては撤去したはずであるが、いまだにこういう風にまた現れてきたということはその後使っていたという風に判断すれば良いのか。

施設整備課長 62年にアスベスト問題が社会問題とされ、その時点で毒性が強いとされた3つの種類、トムレックス、プロベスト、コーベックスというものがあり、それについて62年当時調査し、県立学校24校で見つかったが全部撤去している。その後、昭和63年に旧建設省が監修したもので、吹きつけアスベストでロックウール商品というのがその時の対象となっておらず、今回新たにまた調査をすることになった次第である。

9 専決処分報告

(1)平成18年度使用県立盲・聾・養護学校教科用図書採択について

(説明：教育長)

「平成18年度使用盲・聾・養護学校教科用図書の採択について」である。

県立学校の教科書については規則があり、教育委員会が採択したものを使用しなければならないこととなっている。

本年度は、中学校用検定教科書の採択の年に当たっているため、中学部用検定教科書及び毎年採択することになっている学校教育法第107条に規定する一般図書を採択することになる。

そのため、県立盲・聾・養護学校教科用図書採択検討会議を開催し、各盲・聾・養護学校から申請のあった教科用図書について、平成18年度使用教科用図書の採択基準に基づき検討した結果、中学部用検定教科書と小学部・中学部及び高等部において使用する学校教育法第107条の規定に基づく一般図書として適当であると認めたので、この旨専決処分し、各県立盲・聾・養護学校長に通知したものである。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って)了承。

(2)平成18年度使用県立高等学校，盲・聾・養護学校高等部及び県立中学校用教科書の採択について

(説明：教育長)

「平成18年度使用県立高等学校，盲・聾・養護学校高等部及び県立中学校用教科書の採択について」である。

県立学校の教科書は，先程申し上げたように教育委員会が採択したものを使用しなければならないこととなっている。

高等学校及び盲・聾・養護学校高等部では，各学校に設置されている「教科書選定委員会」の審議を経て，校長が候補となる教科書を選定し，校長から採択の申請がなされた。それから，県立中学校においては，中学校に設置されている「教科用図書選定調査委員会」が候補となる教科書を選定し，その委員長である校長から採択の申請がなされた。

その後，教育庁内に設置している「県立学校の教科書採択に係る審査委員会」において審査を行ったが，その観点として，各学校の教育課程との整合が見られるか，あるいは，生徒の実態に配慮されているか等の観点で審査を行い，妥当なものであると判断した。

こういったことから専決処分したものである。

詳細については，高校教育課長から説明する。

(説明：高校教育課長)

別添資料1を御覧願いたい。平成18年度は全日制課程だけでなく定時制課程，通信制課程も全ての学年が新学習指導要領の適用を受けることになる。表紙にあるとおり，1ページから47ページは，高等学校学習指導要領の適用を受ける生徒，即ち，全日制の全ての学年と定時制，通信制の1年次から4年次に使用される教科書である。

48ページが県立中学校で採択する教科書の一覧である。

表の見方であるが，縦に学校名が本校・分校・全日制・定時制・通信制別に並んでおり，横には国語科の国語表現 から科目名が並んでいる。例えば，仙台第一高等学校に関しては，1ページの国語表現 から5ページの家庭科のフードデザインまでが一覧となっている。

仙台第一高等学校の場合，国語総合の欄には，東書003，004とあるが，東書というのは，発行者東京書籍の略称で，003，004の番号は，教科書の番号を表している。仙台第一高等学校では，国語総合に関しては2冊の教科書を採択しているということである。この場合の国語総合は現代文編と古典編の2分冊の教科書ということからこの2冊を採択しているということになる。このように仙台第一高等学校から全ての県立高等学校について47ページまで記している。

続いて，別添資料2を御覧願いたい。この資料は高等学校，それから盲・聾・養護学校高等部用の出版社別集計一覧である。

1ページを御覧願いたい。縦に高校用教科書を出版している出版社名を書いている。横には科目名が国語表現 から理科総合Bまで記している。左端の出版社名の一番上，東書の国語表現 に6とあるが，この数字は，宮城県内の，盲・聾・養護学校高等部4校を含む県立高等学校のうち，東京書籍の国語表現の教科書が6点採択されていることを示している。注意していただきたいのは，教科書の採択は学校毎ではなく学科毎になっている関係で，学校によっては同一科目でも複数の教科書が採択になるということがある。

それで，国語表現 の欄の下の方に，合計59とあるが，県内全部で59の学校若しくは学科において採択されたことを表している。さらに，その下に，7とあるが，これは，国語表現 に関して，教科書を発行している出版社数が7社あるということなので，その下の7は，7社のうち7社，即ち，現在発行されてい

る国語表現の教科書の7種類全てが、本県の盲・聾・養護学校高等部4校を含む県立高等学校の中から採択されていることを示している。

全体的に見て、特定の出版社に偏った採用状況は見られないと判断できるものと考えている。

(質 疑)

櫻井委員 教科書の採択に関しては、その県その県によって色々な特色というのがあると思うが、一言で言えば宮城県の教科書採択の特色のようなものがあつたら教えてほしいのと、資料2の1ページを見ると圧倒的に東京書籍の教科書がすごく多いように何となく感じるが、これは何か特徴と言うか、すばらしい教科書だからとか何か理由があるのか。

高校教育課長 最初の質問についてであるが、選択方針を県が示すが、高校の場合には普通科、あるいは農業科、商業科、あるいは全日制、定時制それぞれ課程、学科等の違いがあるので、その学校の教育課程あるいは生徒の実態等に応じて各学校が選定し、そして申請してくるということになっている。先程の教育長の説明にあつたとおりその各学校が申請してきたものについて審査委員会をもって教育課程表との整合性等を判断して採択したものである。

2つ目の質問である。東京書籍の教科書が多いということであるが、これは採択校数が多いのではなく、東京書籍が全ての教科書にわたって発行しているということである。ところが、教科書会社によっては、例えば社会の教科書を出している会社だとか、英語の教科書を出している会社だとか限られるが、東京書籍は全ての教科書について、ほとんどの普通教科について発行しているということがある。

櫻井委員 そうすると、他の県でも東京書籍の採択というのが多いのか。

高校教育課長 他県の状況については具体的におさえていない。

鈴木委員 ただいまの課長の説明で良く分かったが、細かいことかもしれないが、仙台第三高等学校の世界史Bの教科書が山川005と第一007と書いてあるが、これはさっきの国語総合で説明したように2冊使うということか。

高校教育課長 これはおそらく、普通科と理数科があるので、その結果、普通科と理数科で違う教科書を採択したということである。

鈴木委員 県立高校と中学校、養護学校の教科書については了承するが、8月までに今年は教科書を採択するというので、各市町村の教育委員会もかなり色々あつたのではないかと思う。例えば東京の杉並区のように採択する教育委員会の定例会に700人も見学者が来たというようなニースも流れている中で、県内ではそういう混乱というか、市町村によっては大変困っている状況の教育委員会はなかつたのかどうかお尋ねしたい。

教育長 人が押しかけてきたというのは例の教科書問題をどうするのかというところが議論となつたが、結果的に申し上げれば地区採択協議会の方であの教科書を採択したところはなかつた。従つて、かなり紛糾したとか、そういった問題は聞いていない。

委員長 (委員全員に諮つて)了承。

(3)高等学校入学者選抜審議会専門委員の人事について

10 議事

第1号議案 職員の人事について

第2号議案 宮城県社会教育委員の人事について

第3号議案 東北歴史博物館協議会委員の人事について

委員長 委員全員に諮った上で、専決処分(3)及び全ての議案については、人事に関する
ことのため、その審議については秘密会とする旨決定。
会議録は別紙のとおり(秘密会のため公開しない)。

1.1 課長報告等

(1) 「宮城県障害児教育将来構想」について

(説明：障害児教育室長)

「宮城県障害児教育将来構想について」説明する。

将来構想策定に関する経過等については、すでに説明しているため、構想の内容について簡潔に説明する。

まず、基本理念についてであるが、「障害の有無によらず、全ての子どもが地域の小・中学校で共に学ぶ教育を子どもや保護者の希望を尊重し展開する。」とした。これは、中間案の基本理念に「子どもや保護者の希望を尊重し」という文言を追加したものである。

県教育委員会としては、中間案に掲げた基本理念は、目指すべき目標であり、具体的に進める場合は、当然、障害のある子どもや保護者の希望を尊重することとしており、教育関係者等からも概ね理解を得られているものと考えている。しかしながら、基本理念の文言上、当事者の希望に関わりなく進めていくように読めるとの議論もあったため、そのような誤解を避けるためにも、基本理念の文言上でその趣旨を明らかにすることがより望ましいのではないか、との結論に至った。そのため、このような修正を行ったものである。

次に、構想の性格についてであるが、これまでも言ってきたとおり、この基本理念は高い目標であり、当然ながら直ぐに実現するものではない。そのため、基本理念を目指しながら、そこに至るための今後10年間の施策の方向性を明らかにしようとするものと位置づけている。県教育委員会としては、国の教育制度の動向を踏まえつつ、今年度から実施しているモデル事業や研修など、可能なところから段階的に進めて行くことを通じて、児童生徒や保護者、市町村教育委員会の理解を得られるよう、努めていきたいと考えている。構想の対象は、主として義務教育期間を想定している。

また、基本理念が目指す姿のイメージとしては、小・中学校の学齢期の全ての子どもたちは、基本的には、地域の小・中学校に学籍を置いていること、そして、障害のある子どもが在籍する通常の学級には、必要に応じて複数の教員が配置され、また、障害のある子どものニーズに対応するための学習支援室が設置されている、というものである。

次に、視点についてであるが、これは県教育委員会として、これらを常に念頭に置いて将来構想を進めて行くというものである。第1点は、全ての子どもが学び育つ機会の保障、第2点は、ハード・ソフトの両面にわたって教育環境の整備を進め、段階的に理念の実現を図る、というものである。

次に、目標についてであるが、4点に整理している。第1点が、障害のある児童生徒の発達及び学習を支援する体制の整備、第2点が、市町村における就学支援体制の整備、第3点が、共に学ぶ教育に関する理解の促進、第4点が、小・中学校を支援するための障害児教育機関の支援機能の整備である。

なお、具体的な施策については、別紙の資料2ページに施策体系として整理しているため、後程、御覧いただきたいと思う。

県教育委員会としては、これまでの様々な観点からの議論を十分に踏まえながら、引き続き、幅広く意見交換を行いながら、基本理念の実現を目指して取り組んでいきたいと考えているため、御理解、御支援をいただくようお願い申し上げる。

(質疑なし)

(2)宮城スタジアムにおけるサッカー日本代表戦について

(説明：スポーツ健康課長)

先月のこの会で宮スタカップU-18サッカー大会について御案内申し上げたが、お陰様で昨日無事終了した。今回は9月7日水曜日に同じ宮城スタジアムでサッカーの日本代表戦が行われることとなったので報告する。

今回の試合は、日本サッカー協会が主催し、来年ドイツで開催されるワールドカップへの出場を決めた日本代表の強化試合として計画されたもので、宮城スタジアムとしては、先の平成14年の日韓ワールドカップにおけるトルコ戦以来、3年ぶりの代表戦となる。対戦相手は、ホンジュラス共和国である。当日は平日の夜間開催となり、利府街道などでの渋滞が予想されるため、仙台駅や泉中央駅からのシャトルバスの運行、あるいは仙台港に臨時駐車場を用意し、そこから無料シャトルバスを出すといった方法でスムーズな交通アクセスの確保に努めていきたいと考えている。

県教育庁としても、多くの皆様に御観戦いただき満足してお帰りいただけるように宮城県サッカー協会とともに協力して進めていきたいと考えている。

(質 疑)

委 員 長 ホンジュラスはどの位の実力か。

スポーツ健康課長 日本が13位に対して39位である。最近めきめきと力を付けてきた。かつて日本で2回戦った際は2回とも引き分けである。そういう意味では手強いということである。

(3)美術館特別展「大原美術館展」について

(説明：生涯学習課長)

県美術館特別展について報告する。今年度3回目の特別展になるが、今回は岡山県倉敷市にある大原美術館の所蔵作品を「大原美術館 名画の宝石箱」をテーマにして紹介する。

期間が9月17日から11月6日までの46日間である。大原美術館は、1930年、昭和5年になるが岡山県倉敷に開館している日本最初の西洋美術中心の私立美術館であり、その優れたコレクションは国内外で評価されており、非常に知名度の高い美術館である。

コレクションは、大正初めから収集が始められ、創立者の大原孫三郎さんから3代にわたっており、現在もなお収集が続いている。絵画、版画、陶器、染織など全部で3000点余のコレクションを誇っている。

その中には、19世紀末から20世紀のヨーロッパの絵画を代表する作家、エル・グレコ、モネ、マチス、ルノアール、セガントーニ、モディリアーニなどの作品をはじめ、日本の近現代の代表的な作家、梅原龍三郎や安井曾太郎など多くの貴重な作品も含まれている。

今回の展覧会では、コレクションの草創期から前半にかけて収集された19世紀末から20世紀の一般に親しまれているヨーロッパの絵画、ミレーから、エコルドパリ、ピカソなど、さらに戦後の作家まで含まれており、ヨーロッパの近代美術の流れをなぞることができる作品構成になっている。

また、近代日本の代表的作家がほぼ網羅されており、そのような観点からも楽しめる内容になっている。

注目の作品を紹介すると、まず、パンフレットの表にあるスイス印象派のセガントーニの作品「アスプスの真昼」であるが、この作品は非常に貸し出しが難しく、大原美術館以外で鑑賞できるのは希な作品である。

次にパンフレットの裏にあるモディリアーニの「ジャンヌ・エビュテルヌの肖像」は、非常に人気の高い絵画で、エコルドパリの代表的な作品である。

また、その下にある関根正二氏の「信仰の悲しみ」は、重要文化財に指定されている貴重な作品である。今回の展覧会は、海外からも高い評価を得ている大原美術館所蔵の名品を紹介しており、わざわざ岡山まで足を運ばなくても十分に「名画の宝石箱」という形で鑑賞していただける企画になっている。

(質疑なし)

(4)東北歴史博物館特別展「水辺と森と縄文人 - 低湿地遺跡の考古学 - 」について

(説明：文化財保護課長)

東北歴史博物館特別展について説明する。

今回の特別展は、国立歴史民俗博物館、それから私共の東北歴史博物館、それともう1つ新潟県立歴史博物館の3館が共同で企画をし、3館を巡回する展示である。今回の展示の趣旨であるが、縄文時代各地で最近色々な発見があり、多様な生活の内容が知られてきているが、今回は特に沼や川、そういった水辺に臨む場所で発見された多数の木製品、それから繊維を使った製品、漆を使った製品などを中心に、従来のような土器や石器だけでは知り得ない縄文人の多彩な生活と技術について、映像を交えながらわかりやすく紹介する展示である。

会期は8月12日から9月25日までの40日間、主な展示品であるが、展示品は全部で約200点であるが、赤い漆を塗った木製の水差し、それから赤い漆を塗った木製の鉢、藍胎漆器といって籠のように竹で編んだものに漆をかけて容器にしたものの壺であるとか、赤漆などで飾を施した弓、こういった美術品の観点から見てもすばらしい出土品を多数展示している。それから火おこしに用いる火切り臼と杵、こういったものとか、舟の形をした容器、そういうものから狩猟に使う斧の柄、大きなものでは丸木舟、それから掘立柱の建物のもと思われる壁材なども一見に値する資料である。

なお、展示に関連し、8月28日には講演会を開催することとしている。また、8月から9月にかけて4日間ほどになるが、博物館職員が製作した長さ5mほどの丸木舟を利用し、見学者の方々に乗ってもらって丸木舟を少し体験してもらおうというようなコーナーも開催を予定している。

(質疑なし)

12 次期教育委員会の日程について

平成17年9月9日(金)午後3時から

13 閉会 午後4時00分

平成17年8月22日

署名委員

署名委員